

日野第四小学校いじめ防止基本方針 “いじめ見逃しゼロ” —いじめを「防ぐ」・いじめに「気付く」・いじめから「守る」—

I 日野第四小学校いじめ防止基本方針 “いじめ見逃しゼロ”

日野第四小学校では、次代を担う子供の豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体を通じて、“いのち”や人権を尊重する心、他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心を育てています。

いじめに「気付く」ためには、いじめがどの学校でもどの子供にも起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめを「防ぐ」、いじめから子供を「守る」ためには、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識のもと、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

日野第四小学校では、『日野市いじめ防止基本方針』に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を改め、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、具体的な取組を定めます。

“いじめ見逃しゼロ” 3つのポイント

ポイント1
いじめを「防ぐ」

ポイント2
いじめに「気付く」

ポイント3
いじめから「守る」

1 「いじめ」とは

(1) いじめの定義 (「いじめ防止対策推進法」第1章(総則)第2条(定義))

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめはどのように起きているか (いじめの態様)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコン、スマートフォン、携帯ゲーム機等で、掲示板への書込みによる誹謗中傷、個人情報勝手に掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーン・メール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。

いじめかいかいじめでないかは、判断がつかないものもありますが、大切なことは、いじめにつながる心配がある事例全てに、適切な対応を迅速に行うことです。

(日野市いじめ防止基本方針「第1」1の(2))

(3) 子供の悩み・苦しみを受けとめる

【悩む・苦しむ子供の姿】

- いじめられる子供の「人に知られたくない」「みんなに心配をかけたくない」という思いから、問題が見えにくくなっていることがあります。
- いじめの事実を大人に告げることによって、さらに自分へのいじめがエスカレートすると恐れている子供がいます。
- 悩み、苦しみながら、誰にも相談できず、一人で問題を抱え込む子供がいます。

【悩む・苦しむ子供への支援】

- 子供が、いつでも気軽に相談できたり、大人と話をしたり、大人と一緒に活動したりする場を工夫します。
- いじめられている子供には、最後まで守り通すことを約束するとともに、「あなたは悪くない」と伝え、自尊心を失わせないようにします。
- いじめられていることを一人で悩み、苦しみ続けるのではなく、必ず誰かに相談するよう、積極的に呼びかけます。
- 大人は、日頃から、子供のサインに気付き、子供の悩み・苦しみを受けとめるようにします。

2 日野第四小学校いじめ防止基本方針

ポイント1 いじめを「防ぐ」

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、たとえ相手の言動等に原因があるとしても、決して許されるものではないことを子供たちに理解させます。

また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識を高めていきます。

【取組等】

- ①日野市いじめ防止基本方針
- ②教育課程「人権教育年間計画」
- ③「人権教育プログラム（学校教育編）」（校内研修・人権課題「子供」）
- ④ふれあい月間
- ⑤道徳教育
- ⑥セーフティ教室、SNS東京ルール
- ⑦生活指導夕会・生活指導全体会・校内支援委員会
- ⑧特別支援学校との副籍事業における交流及び共同学習
- ⑨いじめに関する研修（年3回以上実施）

※うち1回はいじめ重大事態について理解を深める

(2) “いのち”の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるため、学校・家庭・地域ぐるみの“いのち”の教育を推進します。

【取組等】

- ①あいさつ運動、“いのち”のプロジェクト
- ②総合的な学習の時間・生活科（農業体験・栽培活動、防災、福祉）
- ③特別活動（学級会、縦割り班活動、児童会）
- ④全校朝会（校長講話、生活指導目標）
- ⑤ふれあい月間
- ⑥家庭訪問
- ⑦SOSの出し方に関する教育
- ⑧いじめに関する授業を年3回以上実施

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者、社会、自然との多様な関わりの中で、“いのち”への畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れます。

【取組等】

- ①特別活動（学級会、縦割り班活動、あいさつ運動、学校行事、代表者会議）
- ②総合的な学習の時間・生活科（農業体験・栽培活動、防災、福祉）
- ③第四幼稚園との連携（インクルージョン教育等）
- ④中学校との交流（部活動体験 他）
- ⑤特別支援学校との副籍事業における交流及び共同学習
- ⑥各教科等の体験的な学習活動
- ⑦地域行事（PTA活動、一中地区青少年育成会 他）

ポイント2 いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応“見逃しゼロ”のため、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努めます。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識します。子供たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。

また、教職員間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応します。

(1) 実態把握

- ①ふれあい月間（いじめ発見のためのアンケート）
- ②スクールカウンセラーによる面談（5・6年生は全員面接を実施）
- ③子供のサイン・変化を見付けるチェックリスト
- ④日野第四小学校いじめ防止対策委員会、生活指導夕会、生活指導全体会
- ⑤いじめに関する研修を年3回実施（うち1回は全教職員で重大事態の定義及びその解釈に関する研修）

(2) 教育相談

- ①校内の相談体制の充実、相談しやすい雰囲気づくり
- ②スクールカウンセラー、学校心理士、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ③日野市発達・教育支援センター“エール”
- ④専門機関等の相談窓口（「Ⅲいじめ対応の具体的な取組」）
- ⑤家庭訪問

ポイント3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をします。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行います。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応します。

また、いじめの再発を防止するため、継続的な指導及び観察を行います。

(2) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会、警察、地域等の関係機関と連携します。また、暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、所轄警察署に通報し、援助を要請します。

【関係機関等】

- ①日野市教育委員会、日野市発達・教育支援センター“エール”
- ②スクールカウンセラー、学校心理士、スクールソーシャルワーカー
- ③学校運営協議会
- ④主任児童委員、民生・児童委員、保護司
- ⑤日野市子ども家庭支援センター、八王子児童相談所
- ⑥日野警察署、八王子少年センター

Ⅱ 日野第四小学校いじめ対策委員会

日野第四小学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「学校いじめ対策委員会」を設置しています。

この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行います。

【構成】 校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、人権教育担当教員、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、当該学年主任・学級担任 等

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組

1 いじめを「防ぐ」 いじめの起こりにくい学級・学校づくり

いじめの未然防止のためには、日頃から「いじめの起こりにくい学級・学校」をつくるのが重要です。教職員の言動や態度が子供を傷付けたり、他の子供によるいじめを助長したりすることがないように教職員自身が人権意識を高く保つことができるようにします。

いじめの起こりにくい学級・学校（例）

〈子供たちや学級・学校の姿〉

- 失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- 子供たちが規範意識をもち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るく挨拶を交わす。
- 児童会（委員会）活動、係活動にすすんで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。残さいが少ない。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

〈教職員の姿〉

- 全教職員が、生活指導についての共通理解をもち、共通実践を行う。
- 教職員が、子供たちの意見をきちんと受けとめて聞く。
- 教職員が、子供たちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- 自らの言動が、子供たちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

〈保護者・地域住民の姿〉

- いじめは絶対に許さないとの認識に立ち、学校・家庭・地域の連携を推進する。
- 気になる子供を見かけたら声をかけ、いじめられる子供がいたら徹底して守る。
- 保護者会や地域の会合等で、いじめ問題根絶に向けて話し合いなどを行っている。
- 子供が相談しやすい雰囲気をもち、日頃から子供との信頼関係を深める。
- 子供が安心する温かい家庭・地域社会を維持する。

2 いじめに「気付く」 子供のサイン・変化を見付けるチェックリスト

いじめの早期発見・早期対応“見逃しゼロ”のため、子供が発するサインとして、言葉、表情、しぐさ、行動やそれらの変化を見逃さないようにします。

また、特別な支援を要する子供については、本人が自覚しない中、からかいや冷やかしの対象になったり、好ましくない行動をさせられたりすることがあります。

サインの内容や表れ方は、それぞれによって異なることを十分に認識し、理解することができるようにします。

(1) いじめられている側のサイン例

- 遅刻・欠席・早退が増える。また、その理由をはっきりと言わない。
- 挨拶をしなくなり、視線が合わなくなる。友達と一緒にいても表情が暗い。
- 体調不良を訴える。
- 教室に入れず、保健室に行くことが多い。
- 発言したとき、周囲がざわついたり、野次がとんだり、大げさに感心されたりする。または、反応がない、無視される。
- 他の子供から、机を離される。
- 楽しそうな表情がなく、一人で寂しそうに教室に帰ってくる。
- トイレ内などで、複数の子供たちに囲まれている様子が見られる。
- 机を離される、寄せようとしめない。寄せても隙間がある。
- 一人で給食、弁当を食べている。グループ内の会話に入れない。
- おかわりをすると、周囲が目配せをする。くすくすと笑いが起きる。
- 机やいすが運ばれないで放置されている。
- 靴箱にいたずらをされる。
- 配布するプリントが、席を抜かされるなどして渡らない。
- グループに入れてもらえない、ペアが組めないで取り残される。
- 失敗すると、他の子供に強く責められる。
- 使用した道具を、他の子供たちがさわろうとしめない。席替えや班決めで、隣の席や近くの席になることを避けられる。
- 机、持ち物にいたずら書きをされる、壊される、無くなる。
- 掲示物にいたずらをされたり、剥がされたりする。
- 掲示された写真に傷を付けられる。
- 嫌がらせの手紙や紙切れがある。
- 嫌がっているあだ名で呼ばれる。
- 他が嫌がる仕事や雑用を押し付けられる。
- 黒板に中傷するようないたずら書きをされる。
- 宿題や集金などの提出物が遅れる。

(2) いじめている側のサイン例

子供が出すサインを受け止めるには、日頃から教職員と子供、子供間、教職員間、保護者と教職員の間等に温かい人間関係をつくることが大切です。いじめた子供には、いじめの行為を行った背景に配慮しながらも、いじめの行為自体には毅然とした態度で指導します。また、傍観者の子供には、学級や学年全体の問題として対応し、いじめ問題に教職員が子供とともに真剣に取り組む姿勢を示します。

- 教室や廊下、階段で、ひそひそ話をしている集団がある。
- 特定の子供に厳しい。何か起きると責任を押し付けたり、追及したりする。
- 特定の子供にだけ、周りが必要以上に気を遣う。
- 特定の子供の発言に、顔を見合わせたり、さげすんだ表情をしたりする。または、反応がない、無視する。
- 特定の子供からの声かけを意図的に無視する。
- グループづくりで取り残された子供に、誰も声をかけない。
- 仲間だけに分かるようなサインや隠語を使う。
- 教師が近付くと、急に仲のよいふりをしたり、笑顔で話しかけたりする。
- 教師が近付くと、話題を変えたり不自然に分散したりするグループがある。
- 絶対的なボスがいる。
- 教師によって態度を変える。
- 学級内で、いたずら書き、紙切れ回し、物隠しなどがある。
- 言葉遣いが乱暴である。
- 金品の貸し借りを行っている。

3 いじめから「守る」

(1) 初期対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
(1)いじめの発見・認知 (2)報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<input type="checkbox"/> 学級担任、教職員による観察 <input type="checkbox"/> 子供や保護者からの訴え <input type="checkbox"/> いじめ発見アンケート <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 外部からの情報 <input type="checkbox"/> 発見者及び認知者は、直ちに学年主任、生活指導主任、管理職等に報告
(3)事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明	<input type="checkbox"/> いじめの態様の正確な把握 <input type="checkbox"/> 当該の子供、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 話しやすい相手や場所等の配慮 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で聞き取り <input type="checkbox"/> 情報提供者の秘密を守る <input type="checkbox"/> 関係保護者へ連絡・説明（対面が原則）

<p>(4)情報共有と共通理解及び 校内体制の編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担) ○スクールカウンセラー、市教育委員会、 スクールソーシャルワーカー等との連携
<p>(5)子供への指導及び 保護者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子供）へ 教職員全体で断固として、守り抜く姿勢を 明確にする。表面的な判断により、いじめ が解消としたとして対応を終えることな く、安心して生活が送れるようになるまで 支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの行為を行った背景を理解し、いじ めの行為自体には毅然とした態度で指導す る。 ○観衆や傍観者（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が 子供とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
<p>(6)関係機関との連携及び 継続観察・状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会へ経過を報告するとともに、 関係機関との連携を図る。 ○被害者等の心のケアを最優先し、関係の 子供等について、継続観察及び状況確認 を行う。 ○場合によっては保護者会の開催など、当該 学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

(2) 専門機関等の相談窓口

主な相談窓口	電話番号	所在地等
日野市発達・教育支援センター エール 子どものこころ電話相談	042-589-8877 042-514-8028	日野市旭が丘 2-42-8
日野市子ども家庭支援センター 子どもなんでも相談	042-514-8028 042-506-2899	日野市神明 1-13-2
東京都いじめ相談ホットライン	0120-53-8288	東京都教育相談センター
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	(全国統一ダイヤル)
よいこに電話相談	03-3366-4152	東京都児童相談センター
話してみなよ 東京子供ネット	0120-874-374	子供の権利擁護専門相談事業
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
こたエール	0120-1-78302	東京都都民安全推進本部 ネット・ケータイのトラブル相談
こころの電話相談室	042-312-8119	都立小児総合医療センター
都立多摩総合精神保健福祉センター こころの電話相談	042-371-5560	多摩市中沢 2-1-3
東京都八王子児童相談所	042-624-1141	八王子市台町 2-7-13
八王子少年センター	042-679-1082	八王子市南大沢 1-155-4
日野警察署生活安全課少年係	042-586-0110(代表)	日野市日野 589-1
性暴力救援ダイヤル NaNa	03-5577-3899	性暴力救援センター・東京
児童・生徒を性暴力から 守るための相談窓口	03-6411-6915	東京都教育委員会
こころといのちのほっとライン	0570-087478	東京都保健医療局